

(参考資料 2)

構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針（抄）

平成 18 年 2 月 15 日
構造改革特別区域推進本部決定

外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、平成 12 年から環境省を中心に「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会」を設置し、情報交換を行ってきた。

しかしながら、外国との関係を含む発生源対策の難しさや関係する部局が多数に上り事業も異なるため、未だ有効な対策を講ずるに至っていないのが現状である。

このため、以下のとおり、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立する。

- 1 関係省庁による局長級の対策会議を設置する。
- 2 対策会議の運営は、環境省が国土交通省、農林水産省の協力を得て行う。
また、内閣官房は会議に参加し、必要な助言等を行う。
- 3 対策会議の主要な任務は以下のとおりとする。
 - (1) 中長期的な課題として、国際的な対応も含めた発生源対策の検討
 - (2) 漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策（漂流・漂着ゴミの収集から処理に至るまでの総合的な観点から、関係省庁が連携したもの）を早期に実施できるよう検討し、当面のとりまとめを平成 18 年度末までに行う。